

議第四十一号

岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例について

岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県国民健康保険法施行条例（平成二十九年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条、第九条及び第十三条中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 説 明

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

